

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

「認可外保育施設」とは、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であって、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない(または認可を取り消された)施設を総称したものです。具体的には、公費の助成の有無に関係なく、保育者の自宅で行うものや、少人数のものも含まれ、主に以下のように分類されます。

ベビーホテル	次のいずれかを常時運営している施設 ・夜8時以降の保育を行っている ・宿泊を伴う保育を行っている ・利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上
企業内保育施設	企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設
居宅訪問型保育	いわゆるベビーシッター
その他の施設	上記以外の施設

※ ファミリー・サポート・センターの提供会員は、除く。

2 認可外保育施設を開設するにあたって

子どもを預かることは、誰でも簡単にできそうなイメージがありますが、実際は**命を預かる大変責任の重い仕事**です。

事業として成り立たせるには課題が多く、安易に始めることはできません。

始める前に、認可外保育施設に関する正しい情報を得て、十分検討を重ねてください。

3 設置後の届出について

児童福祉法の規定により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に市長に対する届出が義務づけられています。

届出対象施設に該当する場合は、越谷市長が定める設置届にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも、届出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は、過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

※ 届出義務のある施設(届出対象施設)と義務のない施設(届出対象外施設)の区分は、次のページに掲載しています。ただし、届出義務のない届出対象外施設であっても、越谷市の指導監督の対象となる場合があります。

4 届出対象施設又は届出対象外施設の区分について

原則として、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設については、届出が必要です。しかし、以下のいずれかに該当する施設は、届出の対象外です。

※ただし、届出の対象外の施設であっても、届出対象施設と同様、市の指導監督の対象となる場合があります。

届出対象外施設	
1	対象児童が限定されるもの ①から⑤までのように、一時預かり児童を含めて、対象児童が限定されるもの。 対象児童の限定について、約款やパンフレット等の書面で確認できない場合は、届出が必要。また、約款等の書面に記載されていても、実態として対象児童以外の児童が保育されている場合は、届出対象施設となる。
①	店舗等において、商品の販売やサービスの提供をしている間に限り、顧客の乳幼児のみを対象に保育を提供する施設 (例)デパート、自動車教習所、スポーツ施設、診療所等に設置される一時預かり施設
②	親族間の預かり合い(設置者の四親等内の親族を対象)
③	親族や乳幼児の保護者と親しい友人・隣人等による預かり 広く利用者を募集するなど不特定多数を対象に保育業を営んでいる者が、たまたま親しい知人や隣人の子を預かる場合は届出対象
④	児童福祉法の規定による一時預かり事業の届出をしている施設 (児童福祉法に基づく一時預かり事業として市の指導監督の対象となる。)
⑤	児童福祉法の規定による病児保育事業の届出をしている施設 (児童福祉法に基づく病児保育事業として市の指導監督の対象となる。)
⑥	子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児の預かり
2	半年を限度として臨時に設置される施設 (例)スキー場や、バーゲン期間のみ開設されるデパートの一時預かり施設等
3	幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設 (認定こども園として市の指導監督の対象となる。)

注：幼稚園設置者が当該幼稚園と併せて設置する認可外保育施設は、幼稚園での子育て支援活動等から独立して、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用スペースで専従職員による保育が実施されている場合は、届出が必要。(学校法人の場合、当該認可外保育施設は、幼稚園教育活動と密接な関連性を有する「附帯事業」として寄附行為に規定される。)なお、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動(例：幼稚園在園児と同じ部屋で預かりを実施等)については、幼稚園における教育活動や子育て支援活動と必ずしも明確に区別することはできないこと、幼稚園所管部局による当該幼稚園設置者に対しての指導が行われること等から、これまでどおり、認可外保育施設としての届出は不要。

5 運営状況の定期報告

全ての認可外保育施設(届出対象外施設も含む。)は、毎年、運営状況報告をする必要があります。

また、重篤な事故等が生じた場合や、24時間かつ週のうち概ね5日以上入所しているような長期滞在児がいる場合にも報告が必要となります。

6 サービス内容の揭示等について

届出対象となる認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。なお、居宅訪問型保育については、書面の提示などにより周知を行ってください。

（揭示内容）

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（居宅訪問型保育又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。（相手方の承諾があれば、電子媒体での交付も可能です。）

（書面等交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

※ 届出対象外施設には、児童福祉法上、サービス内容の揭示等の義務はありませんが、届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用者へ説明し、理解を得た上でサービスの提供を行うことが望ましいでしょう。

7 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

なお、事業開始にあたっては別途、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等に基づく届出等が必要な場合がありますので、あらかじめ関係機関にお問い合わせください。

○ 建築基準法関係

(建築住宅課 電話 963-9235)

既存の建物を認可外保育施設として使用する場合は、用途等に応じて求められる基準へ適合させるために改修が必要になる場合があります。また、面積等によって用途変更の手続きが別途必要になります。そのほか、新築する場合には建築確認申請等が必要になりますので、必要な手続きについて、あらかじめ確認してください。

※ 建築士等の専門家にも併せてご相談されることをおすすめします。

○ 消防法関係

(消防局 予防課 電話 974-0103 又は所轄の各消防署)

認可外保育施設を新たに開設される場合は、その面積や建物収容人数等によって、消防法令に基づく所要の消防用設備等の設置や防火対象物使用開始届出書等の届出が必要になることがあります。建物全体への消防用設備等の設置が必要な場合もありますので、計画段階で必ず確認してください。

○ 食品衛生法関係

(保健所 生活衛生課(食品衛生担当) 電話 973-7533)

認可外保育施設で給食を提供する場合、提供形態や提供数によって保健所への届出等が必要になることがあります。そのほか、必要となる手続きについてあらかじめ確認してください。

○ 労働基準法関係

(春日部労働基準監督署 賃金・労働条件
安全衛生

電話 048-735-5226

電話 048-735-5227

労働保険加入手続・労災保険給付 電話 048-735-5228)

認可外保育施設で労働者を雇用する場合、労働基準監督署への届出等が必要になることがあります。そのほか、必要となる手続きについてあらかじめ確認してください。

8 越谷市長の行う指導監督の趣旨

越谷市長は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求めるなど、指導監督を行っています。

9 指導監督の法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

10 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、「越谷市認可外保育施設指導監督要綱」、「認可外保育施設指導監督基準」等に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

11 市民への情報提供

届出対象施設については、施設の基本情報（施設の名称や所在地、設置者名、利用定員等）とともに、立入調査結果についても越谷市公式ホームページにおいて公表します。

また、「改善勧告に従わないこと」、「事業停止命令」及び「事業閉鎖命令」については、届出対象施設であるか否かに関わらず、公表の対象とします。

12 幼児教育を目的とする施設の取扱い

学校教育法に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外で幼児教育や教育的カリキュラムを目的とする施設（居宅訪問型保育を除く。）については、保育の実態があるかどうかで、判断します。

保育の実態については、プログラム内容、活動頻度、サービス提供時間の長さ、対象年齢等の運営状況により判断しますが、次のいずれかに該当する場合は、保育の実態があるものと判断し、届出対象施設として取り扱い、市の指導監督の対象となります。

- ① 保護者と離れて、1日4時間以上、週5日以上かつ年間39週以上教育を実施
- ② 保護者と離れて、年間780時間以上教育を実施

上記の時間に満たない場合であっても、施設側の自主的な判断により、保育の実態があるものとして認可外保育施設の設置連絡票が提出された場合には、届出対象外施設として取り扱います。その場合は、市の指導監督の対象となりますので、ご注意ください。

◎施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分にご配慮して
いただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた
場合は、これに従って、改善措置をとるようになさってください。

お問い合わせ

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

電話：963-9165（直通）